

## 茨城県国土強靱化地域計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に定める国土強靱化に関する情報を共有し、必要な対応を検討するため、茨城県国土強靱化地域計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国土強靱化に関する情報の収集に関すること
- (2) 国土強靱化地域計画に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められること

### (構成)

第3条 策定会議は、議長、副議長及び会議員をもって構成する。

2 議長には防災・危機管理課長を、副議長には消防安全課長をもって充てる。

3 会議員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 政策審議室政策監（調整）
- (2) 各部企画監
- (3) 会計事務局会計管理課会計指導室長
- (4) 企業局企画経営室長
- (5) 病院局経営管理課企画室長
- (6) 教育庁教育企画監
- (7) 警察本部警備部警備課長

### (運営)

第4条 策定会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 議長は、策定会議を代表し、策定会議を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要があると認めたときは、策定会議に会議員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (事務局)

第5条 策定会議の事務局は、生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。